

「有害物質を含有する家庭用品の規制基準（案）」に寄せられたご意見及び考え方

平成16年4月23日  
厚生労働省医薬食品局審査管理課  
化学物質安全対策室

番号	項目	ご意見の概要	当省の考え方
1	別紙1関係	<p>クレオソート油の木材等への使用は、ベンゾピレン等3物質の含有量の如何によらず、家庭用品への使用を全面禁止すべきです。</p> <p>理由：クレオソートは、悪臭のため不快感を与える。化学物質過敏症の人の中には、耐え難い人もいる。最近、アメリカでは登録停止の動きがある。</p> <p>家庭用木材防腐・防虫剤の含有量をそれぞれ10ないし3ppm以下にしたところで、周辺環境や健康への影響がなくなるのでしょうか？ また特に子供へのリスクがこの数値によって回避或いは保障されるのでしょうか？</p> <p>クレオソート油に含まれる3物質だけを規制するのではなく、クレオソート油自体を家庭用品から排除していただき、どうしてもクレオソート油の使用が必要な場合は、専門事業者による安全使用の徹底などをお願いしたいと思います。</p>	<p>「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、厚生労働大臣は、健康の保護の観点から、必要な基準を定めることができるとされています。クレオソート油については、クレオソート油中に含まれるベンゾ[a]ピレン等3物質について、“ヒトに対して恐らく発がん性を有するもの”と判断されていることから、当該3物質について、特に最も低い濃度で発現する発がん性の観点を重視して、リスク評価を行い、薬事・食品衛生審議会のもとで専門家の評価を得たうえで、基準案を定めました。なお、リスク評価にあたっては、子供における暴露の可能性を勘案しています。</p> <p>健康の保護の観点からクレオソート油に含まれる多環芳香族炭化水素のなかでも“ヒトに対して恐らく発がん性を有するもの”とされている3物質について、基準を設定いたしました。</p>

2	別紙 2 関係	<p>ホルムアルデヒドの規制基準は、1975年から施行されていますが、今までに、どのような違反や人体被害の報告があったか、事例をお示してください。また、今回、新たに、乳幼児用基準を設けられた理由は何ですか。</p>	<p>平成14年度は7,491件の製品について検査を行い、76（うち乳幼児向けは73件）件の違反がありました。いずれも基準値を超えていたものですが、人体へ被害があったという報告はございません。なお、これまでも乳幼児の基準は定められており、今般の改正は新しい試験法を導入するものです。新試験法においても、現行規制値に相当するppm単位での規制値を定めたところです。</p>
		<p>ホルムアルデヒドは、衣料品等だけでなく、他の家庭用品を含め、その使用を全面禁止すべきです。</p> <p>理由：ホルムアルデヒドは、室内空気汚染が問題となって、合板など建材については、建築基準法で規制が行われている。食品衛生法において、器具・容器包装でホルムアルデヒドを原料とする合成樹脂及びゴムの溶出試験：陰性となっている。直接肌に触れる衣料品等だけでなく、文房具などにも添加されている。乳幼児の場合は、衣料を舐めることもあり、経口摂取も無視できない。家庭用品への使用は、代替可能である。</p>	<p>「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、厚生労働大臣は、健康の保護の観点から、必要な基準を定めることができるとされています。それぞれの物質についての有害性、対象となる家庭用品からの暴露状況等を総合的に勘案し、必要と判断された場合において、基準を定めています。ホルムアルデヒドは現時点において、特に規制基準の設定が必要となるような知見は新たに得られていないと判断しています。</p>
3	その他	<p>有害物質を含有する家庭用品の規制基準は、1983年以後、新たな製品の追加がなく、このほど20年ぶりに、変更・追加が行われることになりましたが、この家庭用品規制法は、今後、どのように運用していくか、また、対象とする家庭用品として、ほかにどのようなものがあるかと考えるかなど、貴対策室の方針をお示してください。</p>	<p>家庭用品の健康影響に関する情報収集に努めており、必要性が認められるものにつきましては、順次、有害物質として指定し、基準の策定をすることとしております。</p>